いじめ防止基本方針

築上町立椎田小学校

1 いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該 児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットが通じて行われているものを含む。)であって、当該行為の対象 となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より)

2 いじめに対する本校の基本認識

上記の定義のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童ひとり一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、 解決に当たる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童ひとり一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師ひとり一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(1) 児童や学級の様子を知るために

- ①生活アンケート、いじめアンケートの実施
 - 月に一度、全児童にアンケートを実施し、実態把握を行う。
- ②教育相談週間の実施

生活アンケートをもとに、個別の教育相談を行い、詳しい聞き取り調査を行う。

- ③ hyper QU の実施
 - 6月に実施し、児童の友達関係を捉える。
- ④課題交流会

月1回全教職員または部会毎に、生活アンケートや教育相談の内容を含む学級の児童 の様子についての情報交換をおこない、共通理解を図る。

⑤校内実践交流会

1学期終了時に全教職員が自らの実践をまとめ交流することで、学校の課題を明確にし、課題解決に向けた取組を創造する。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

①学級・学年の集団づくりの推進

児童ひとり一人が認められ、お互いに相手を思いやる学級・学年の雰囲気作りに努める。

②児童会を中心とした全校の縦割り集団づくりの推進 縦割り班を活用した集団づくり(運動会児童会種目・スポーツ集会等)を推進する。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

①道徳教育の充実

児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑制する。8月には全校で「命」について考える平和学習を実施する。

②人権教育の充実

福岡県人権教育推進プラン、築上町人権・「同和」教育研究会方針に基づいた取組を推進する。また、人権教育の日常化及び「かがやき」「あおぞら」の活用を推進する。

③人権集会

全校で「人権」について考える場を設けることにより、ひとり一人の違いを認め、お

互いを思いやる豊かな感性や人権感覚を育てる。

(4) 基礎・基本の学力を定着させるために

- ①補充学習等で基礎・基本の学力を定着させる。
- ②わかりやすい授業を創造し、表現力を育成する取組を推進することにより、学習面からも自尊感情を育む。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導推進委員会等の場において気がついたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持た せると共に問題の有無を確認する。解決すべき問題がある場合には教育相談で当該児 童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「生活アンケート」を毎月行い、児童のなやみや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。
- ⑤「教育相談週間」を学期に一度設定し、児童と担任の面談を行い、児童の実態把握及 びいじめの早期発見に努める。
- ⑥「相談ポスト」を校内に設置し、必要に応じて児童と面談を行う。

(2) いじめの早期解決のために

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく教育相談会議を開き学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。(情報共有しないことは法の規定に違反し得る。)
- ②情報収集を綿密に行い事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・行為を受けていても心身の苦痛を感じない子どもがいることふまえた適切な対応。
 - ・性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な子どもの特性を踏まえた適切な支援。
- ③傍観者の立場にいる児童達にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④いじめられている児童の心の傷を癒やすために、養護教諭と連携を取りながら指導を 行っていく。
- ⑤解消については、反に謝罪をもって安易に解決とはせず、3ヶ月行為がない、被害児童が心身の苦痛を感じていない等の要件で適切に見定める。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①学校いじめ防止基本方針を年度開始時に、児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ②いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、学校での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かす。
- ③決して学校内だけで問題解決をするようなことはせず、各種団体や専門家と協力して 解決にあたる。
- ④学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「子どもホットライン 24」など相談窓口の利用も検討する。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) 啓発・研修

- ①インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、授業や日常の指導にいかす。
- ②ネットいじめの予防を図るための PTA 研修会や学級懇談会などを実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

(2) 早期発見・早期対応

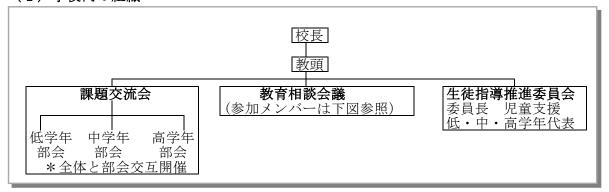
- ①家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ②平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

(3) 関係機関との連携

①ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

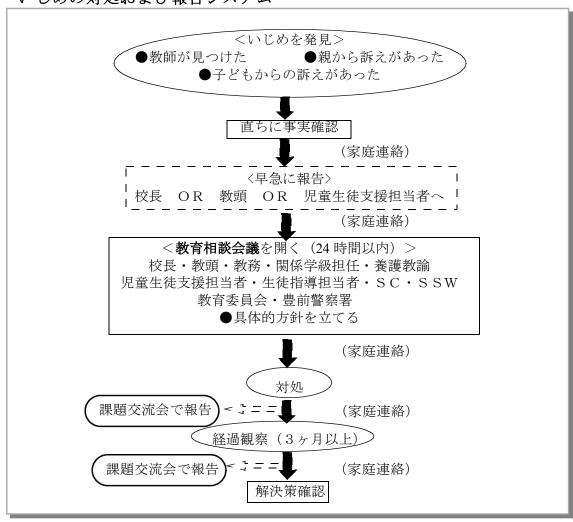
(1) 学校内の組織



(2) 校内研修の実施

- ①年3回、計画的にいじめ問題に関する研修会を行う。
 - 4月・・・いじめ問題に関する指導方針などの確認
 - 8月・・・いじめの早期発見・早期対応についての研修
 - 11月・・・いじめを生まない学級づくりについての研修

7 いじめの対処および報告システム



緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。 また、状況によっては教育相談会議を開催し迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、教育相談会議を開催する。教育相談会議のメンバーは上記の表の通りである。